



Patent

特許

弁理士法人 藤本パートナーズ 大川 博之◇弁理士

当社は、技術に関するアイデアの出願は常に特許を選択しており、今まで実用新案を選択したことがありません。実用新案は不安定な制度という印象で、正直利用しにくいと考えていますが、出願・登録費用が安いので興味があります。実用新案が企業にとって「使い物」になるかについてお聞かせください。
(愛知県 O. R)



1. 実用新案制度の概要

実用新案制度はもともと、比較的程度の低い創作を保護するための制度でした。現在では、比較的早期に実施され、ライフサイクルの短い技術を保護する目的も加わったことから、実体的要件の審査を行わずに登録する制度に変わっています（『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕』）。

なお法律上、保護対象は「物品の形状、構造又は組合せ」に限定されています。また、権利存続期間は出願から10年です。

2. 実用新案制度の現状

「特許行政年次報告書2023年版」によると、実用新案の2022年出願件数は4513件、登録件数は4615件でした。国内特許の出願件数（約29万件）に比べ、2桁も少ない件数です。新型コロナウイルス感染症対策用品の出願のため、2020年は一時的に出願件数が増加しましたが、それを除いては、年々出願・登録件数が減少しています。

3. 実用新案の国内での評価

産業構造審議会が国内で実施した

アンケートによると、実用新案について「使いづらい」との認識が、企業等では62.2%、弁護士・弁理士では73.3%でした。最も多かった理由は「実体審査がないため信頼性が低い」でした（「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方について（要約版）」）。このように、実用新案は利用者からあまり高い評価を受けていないのが実情です。

4. 実用新案は「使い物」になるか？

実用新案は実体的要件の審査を行わずに登録されることから、権利行使には「自己責任」の側面があります（技術評価書の提示義務、無効審決確定時の賠償責任）。しかし、後述する近年の裁判例のように、差止めおよび損害賠償請求が認められた実績が複数ありますので、決して「使えない」制度ではありません。

また、訂正制度を上手に利用することで、特許庁による技術評価を好転させつつ、侵害品を権利範囲内に属するようにコントロールすることができますので、実用新案の特性を把握しつつ適切な対応を取れば、特許と同レベルの権利行使は十分可能と考えます。

(1) 知財高裁令和3年2月17日判決「空調服」、侵害品の差止めおよび廃棄認容、損害賠償約1500万円

(2) 東京地裁平成29年12月25日判決「プレハブ式階段」、侵害品の差止めおよび廃棄認容（仮執行付き）、損害賠償約170万円

(3) 大阪地裁平成28年3月17日判決「足先支持パッド」、侵害品の差止めおよび廃棄認容（仮執行付き）、損害賠償約1億6300万円

(4) 東京地裁平成25年4月19日判決「ヒールローラー」（ただし意匠権侵害も含む）、侵害品の差止めおよび廃棄認容（仮執行付き）、損害賠償約20万円

5. まとめ

実用新案は特許と比べ、審査費用が不要で、登録料も安く設定されており、権利化費用が低廉です。また、前述のように権利行使も十分可能です。よって、アイデアの内容に応じ、特許との使い分けを行いつつ、積極的に実用新案を利用することで、他社を牽制し得る知財戦略を低コストで補完できると考えます。

今後は、出願の選択肢に実用新案も加えてはいかがでしょうか。